平成２７年（再イ）第１３号

長野県岡谷市山手町３丁目１番19号

再生債務者　宮澤　賢一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年５月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月９日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（再イ）第３６号

三重県津市青葉台１丁目26番地４

再生債務者　門脇　広和

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年５月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月９日　津地方裁判所再生係

平成２７年（再イ）第３８号

三重県津市戸木町4146番地42

再生債務者　堀田　知子（旧姓中尾・下村）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年５月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月９日　津地方裁判所再生係

平成２７年（再イ）第８号

三重県松阪市飯高町下滝野939番地１

再生債務者　野呂　隆生

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年５月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月９日　津地方裁判所松阪支部

平成２８年（再イ）第１号

徳島県板野郡松茂町中喜来字福有開拓17番地、旧住所徳島県小松島市和田島町字洲端４番地の３

再生債務者　平岡　照正

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年５月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年５月９日　徳島地方裁判所民事部

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第５号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成28年４月28日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成 28 年５月 20 日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

１．承認番号　第ＴＷ161号

２．名称　リオン株式会社

３．住所　東京都国分寺市東元町３丁目20番41号

４．特定計量器の種類　振動レベル計

工業標準化法第57条の規定に基づく登録の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第 368 号

工業標準化法（昭和24年法律第185号）第57条第１項の規定に基づき、次に掲げる試験事業者を登録したので、同法第68条第６号の規定に基づき公告する。

平成 28 年５月 20 日　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　辰巳　敬

（平成28年４月20日登録分）

登録番号	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所	試験所の名称及び所在地	試験方法の区分（限定内容は省略）
160376ＪＰ	公益財団法人長崎県建設技術研究センター 長崎県大村市池田二丁目1311番地３	公益財団法人長崎県建設技術研究センター　技術部試験研究課 長崎県大村市池田二丁目1311番地３	コンクリート・セメント等無機系材料強度試験

都市計画事業公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 28 年５月 20 日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　菅原　秀夫

1(1)　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業都市高速道路第１号線（高速大師橋）

(2)　施行者の名称　首都高速道路株式会社

(3)　事務所の所在地　東京都千代田区霞が関１丁目４番１号

(4)　事業地の所在　東京都大田区羽田二丁目及び羽田三丁目各地内

2(1)　都市計画事業の種類及び名称　川崎都市計画道路事業１・４・１号横浜羽田空港線（高速大師橋）

(2)　施行者の名称　首都高速道路株式会社

(3)　事務所の所在地　東京都千代田区霞が関１丁目４番１号

(4)　事業地の所在　神奈川県川崎市川崎区大師河原字上殿町耕地地先

3(1)　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業都市高速道路第３号線（池尻・三軒茶屋出入口付近）

(2)　施行者の名称　首都高速道路株式会社

(3)　事務所の所在地　東京都千代田区霞が関１丁目４番１号

(4)　事業地の所在　東京都世田谷区太子堂一丁目、太子堂二丁目、三軒茶屋一丁目、三宿一丁目、池尻二丁目、池尻三丁目及び目黒区大橋二丁目各地内

税理士証票無効公告

平成28年４月27日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

平成 28 年４月 27 日　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	税理士証票交付番号	亡失年月日
12432	五味　薫	231607	28. 3.31
18710	外山　藜子	261797	28. 4. 1
28647	佐藤　道江	247662	28. 4. 8
32225	山崎　武弘	163794	28. 4. 1
38963	中間　信一	144900	28. 3.30
40539	水谷　正	157675	28. 2. 1
45227	森下　幸彦	164629	28. 3.10
47231	塩見　哲也	229963	28. 4.18
48625	伊藤　武郎	194262	28. 2.27
56082	町田　徳弥	246771	28. 3.15
58048	大島　正志	144722	28. 3. 1
65241	井ノ上亀夫	160345	28. 4. 8
68032	北岡　正彦	168326	28. 4.10
73570	帖佐　文夫	181988	26.12. 1
78115	河村　裕	230309	28. 4. 8
78702	横山　陽彦	304161	28. 3.25
78824	梯　茂之	258429	28. 4. 4
84869	花村　秀毅	222585	28. 4.11
85629	佐野　豊子	248070	28. 2. 3
96579	塚本　俊	354132	27. 7. 1
97676	神野　宗人	351467	28. 4.20
99624	青山　浩司	286648	28. 3.17
100035	木田　稔	266185	28. 2. 1
101938	田端　博之	353064	28. 4. 1
105184	前田　豊紀	283748	28. 3.16
117591	水山　雅稔	325322	28. 4.14
119592	松永　礼佳	349716	28. 2.24
119645	渡辺　克敏	352640	28. 3.29
120015	廣田　勝彦	332941	28. 4.15
120072	齊藤　吉信	332998	27.12.27
120165	森田　浩由	348956	28. 3.18
120405	永田　強士	334365	28. 4.11
123725	宮山　公枝	344508	28. 3. 1
124561	伊藤　禎康	355612	28. 3. 1
128858	嶋田　庄吾	361510	27. 8. 1
128863	諸永　芳春	362517	28. 2.15

税理士登録抹消公告

税理士法（昭和26年法律第237号）第27条の規定により平成28年４月１日から平成28年３月27日までに税理士の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成 28 年４月 27 日　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	抹消の理由
9131	岩井　欣哉	28. 3.23　業務廃止
9370	亀井　定夫	28. 3.31　〃
9950	近藤　清	28. 3.31　〃
12674	山梨　一美	28. 3.12　死亡
13340	手塚　吉郎	28. 3.18　業務廃止
17776	坂下　弘	28. 3.31　〃
19585	森重　榮	28. 3.31　〃